

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年2月24日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 市立図書館（指定管理者 一般社団法人 とらいあ）  
令和元年度の施設管理に関する事務の執行について
2. 監査期間 令和2年10月27日から令和2年11月11日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>（意見）</p> <p>○図書貸出登録の利用者カードにおいて、有効期間、再発行にかかる費用の負担などについて、根拠となる規定を整備し実施されるよう検討されたい。</p>	<p>○利用者カードの発行等に関する規程を定めること、利用者の責による紛失や破損による再発行にかかる費用は利用者負担とし、指定管理者の収入とすることを「指定管理に関する基本協定書（仕様書）」へ加えることとした。</p>